

北保育所の床を直します

フリースペースと遊戯室

9月定例会は、9月5日から20日までの16日間の会期で開かれました。町長から提出された議案のうち継続審査となった平成28年度決算認定議案を除く11議案は、すべて原案どおり可決しました。また、議員提出議案1件も原案どおり可決しました。一般質問では、13人の議員が町政に対し質問しました。

なお平成28年度決算認定議案は、特別委員会を設けて、議会閉会中に審査します。(13ページ参照)



北保育所の床 白い部分が補修後の仕上がり状態

北保育所が築10年になりますが、床がささくれ立ってきたために、とげでケガをするこ
とが、たびたび起きています。そこでフリー
スペースと遊戯室の床を修繕することになり
ました。新しい床材も出ていますが、今回は
段差が生じないようにすることなども考慮し
て、表面を削ってから塗装することを何回か
繰り返して滑らかに仕上げる方法をとります。
手入れやメンテナンスなどについて、今後の
検討が求められます。

〈9月定例会〉議案一覧及び審議結果

(全会一致につき議員ごとの賛否の表示は省略します)

議案番号等		議案名等と主な内容	審議結果	
町長提出議案	人事 第49号議案	教育委員会の委員の任命について ●教育委員会委員の大塚哲章氏の任期が満了となるが、同氏を再任命することの同意を求める。	全会一致	同意
	第50号議案	平成29年度伊奈町一般会計補正予算(第2号) ●歳入歳出各146,062千円を追加し、補正後総額を歳入歳出各11,083,618千円とする。主なものとして、歳入では地方交付税、臨時財政対策債、繰越金の増額、繰入金の減額など、歳出では基金積立の増額、土地区画整理費、下水道整備費の減額など。	全会一致	原案可決
	補正予算 第51号議案	平成29年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) ●歳入歳出各95,375千円を追加し、補正後総額を歳入歳出各5,064,652千円とする。歳入では前期高齢者交付金の増額、それに伴う療養給付費負担金の減額、歳出では基金積立金、高額療養費共同事業拠出金の増額、後期高齢者支援金の減額など。	全会一致	原案可決
	第52号議案	平成29年度伊奈町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) ●歳入歳出各3,973千円を減額し、補正後総額を歳入歳出各950,654千円とする。歳出では人事異動に伴う人件費の減額など。	全会一致	原案可決
	第53号議案	平成29年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) ●歳入歳出各2,000千円を追加し、補正後総額を歳入歳出各75,580千円とする。歳出では人事異動に伴う人件費の増額など。	全会一致	原案可決

議案番号等		議案名等と主な内容	審議結果	
町長提出議案	補正予算	第54号議案 平成29年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第1号） 歳入歳出各70,284千円を追加し、補正後総額を歳入歳出各2,301,445千円とする。歳出では基金積立金、介護給付費返還金の増額、人事異動による人件費の減額など。	全会一致	原案可決
		第55号議案 平成29年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 歳入歳出各147千円を減額し、補正後総額を歳入歳出各337,887千円とする。事業確定による納付金の歳出減額など。	全会一致	原案可決
	第56号議案 伊奈町行政手続条例の一部を改正する条例 行政手続法が改正されたことに伴うもの。町機関が事業者等に行う行政指導、許可の取消し、住民が町機関に適正な権限行使を促すなどの手続きを定める。	全会一致	原案可決	
	第57号議案 伊奈町職員定数条例の一部を改正する条例 消防業務の充実を図るため、消防長の所管に属する職員の定数を増やすもの。今後、定年退職者が続く見込みのため、消防力の維持・充実を図る。	全会一致	原案可決	
	第58号議案 伊奈町税条例等の一部を改正する条例 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴うもの。軽自動車税の種別割りへの名称変更を消費税率の引上げ時期に合わせることなど。	全会一致	原案可決	
	第59号議案 伊奈消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 消防団員の確保を図るため、団員の任用要件を改める。伊奈町に「通学する者」と任用要件の枠を広げ、消防団員の確保を図る。	全会一致	原案可決	
議員提出	意見書 議第2号議案 核兵器禁止条約への参加を求める意見書 史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連で採択され、唯一の被爆国である日本政府は、一日も早く参加し、「核兵器のない世界」の実現へ積極的な役割を果たすよう要望するもの。	全会一致	原案可決	

以下の議案は決算特別委員会（13ページ参照）を設けての継続審査となりました

町長提出議案	決算	認定第1号	平成28年度伊奈町一般会計歳入歳出決算認定について
		認定第2号	平成28年度伊奈町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
		認定第3号	平成28年度伊奈町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
		認定第4号	平成28年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
		認定第5号	平成28年度伊奈町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
		認定第6号	平成28年度伊奈町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
		認定第7号	平成28年度伊奈町水道事業会計決算認定について

核兵器禁止条約への参加を求める意見書

人類史上初めて広島・長崎に原子爆弾が投下され、爆発による強烈な熱線、爆風、人体を貫く放射線は一瞬で町を破壊させ、多くの人々の命を奪った。

あれから72年を経た今年7月7日、「悪魔の兵器」を初めて違法化する「核兵器禁止条約」が国連会議において国連加盟国の約3分の2に相当する122か国の賛成で採択された。同条約は、被爆者と世界の人々が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪するとともに、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。

広島・長崎の惨状ほど、人間を破壊する核兵器の残虐性、非人道性を伝えるものはない。被爆者は、すさまじい被爆の体験を世界に向かって長年発信してきた。この活動がついに多くの国の政府の代表者を動かし、人類史上初めての「核兵器禁止条約」の採択に結実したものである。ところが、唯一の被爆国である日本政府は、核兵器根絶を目指しリーダーシップをとり核保有国と非保有国の橋渡し役を務めると明言するものの、核兵器禁止条約の交渉会議に参加できていない状況である。

よって、日本政府は核軍縮・不拡散を強く訴え、核兵器禁止条約への一日も早い参加を目指し、「核兵器のない世界」の実現へ積極的な役割を果たすよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月20日

埼玉県伊奈町議会

〈提出先〉

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長

賛成討論

上野 克也

国連での核兵器禁止条約の採択は「核兵器のない世界」への大きな一歩と、高く評価する。採択を巡って深まった保有国と非保有国の亀裂の橋渡しをすることが、唯一戦争被爆国の日本の責務である。

9月定例会に1件の意見書が提出されました。本会議において提出議案説明が行われた後、討論が行われ全員賛成で可決されました。

可決

国に意見書を提出